

専門実践教育訓練給付制度について

本給付金の受給資格を得るためには、入学2週間前までに、ご自身でハローワークにおいて事前手続きを行う必要があります。

ご不明な点はハローワークにご照会ください。

(ハローワークに申請手続きをしましたら、その旨を2026年4月中に科学技術イノベーション政策プログラム(gist-ml@grips.ac.jp)にご連絡ください。本学からは領収書、教育訓練受講証明書又は教育訓練修了証明書の発行についてのみ、対応します。)

「政策研究大学院大学 科学技術イノベーション政策プログラム（修士課程）」は、厚生労働省が実施する「専門実践教育訓練給付制度」対象講座に指定されました（2025年10月～2028年9月）。

制度の詳細、受給資格等については厚生労働省のホームページ等でご確認ください。

ハローワーク HP「教育訓練給付制度」

https://www.hellowork.mhlw.go.jp/insurance/insurance_education.html

1. 専門実践教育訓練給付制度利用申請の時期

手続きは、ご自身で、以下タイミングで行う必要があります。

・受講前の手続き：受講開始2週間前まで

・支給申請の手続き：

入学後半年毎2026年10月、2027年4月、2027年10月、2028年3月

2. 手続きの場所

原則として、教育訓練を受講する本人の住居所を管轄するハローワーク

3. 受講前の手続きについて

受講前の手続きについては、入学2週間前までに行う必要があります。

大学から発行される書類は不要です。

ご自身の住所を管轄するハローワークへ直接ご申請ください。なお、受給条件等によって、追加の書類が必要になる場合がありますので、詳細についてはハローワークにお問い合わせください。

【主な提出書類】

① 教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票

ハローワークなどで配布。ハローワークのウェブサイトよりダウンロードも可能です。「労働者の方の行う手続き」から「教育訓練給付関係」をクリックしてください。

<https://hoken.hellowork.mhlw.go.jp/assist/001000.do?screenId=001000&action=initDisp>

② ジョブカード（受講前キャリア・コンサルティングでの発行から1年以内のもの）

③ 本人・住居所確認書類

④ 個人番号確認書類 および 身元（実在）確認書類

⑤ 払渡希望金融機関の通帳またはキャッシュカード

※上記①教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票の記載事項について

■科学技術イノベーション政策プログラム（修士課程） ■

指定番号：【1312005-2220011-9】

教育訓練施設の名称：【政策研究大学院大学】

教育訓練講座名：【科学技術イノベーション政策プログラム（修士課程）】

受講開始予定年月日：【2026年4月1日】

受講修了予定年月日：【2028年3月31日】

4. 支給申請の手続きについて

■受講中（6ヶ月ごと）

受講開始日（入学）から6ヶ月ごとの期間（支給単位期間）の末日の翌日（10/1および4/1）から起算し、1ヶ月以内にハローワークへ支給申請を行う必要があります。この申請により、半年ごとの自己負担分の50%が支給されます（年間上限40万円）。

【主な提出書類】

・教育訓練給付金の受給資格者証 ……受講前申請時にハローワークから交付

・教育訓練給付金支給申請書 ……厚生労働省HPよりダウンロード可能

「労働者の方の行う手続き」から「教育訓練給付関係」をクリックしてください。

<https://hoken.hellowork.mhlw.go.jp/assist/001000.do?screenId=001000&action=initDisp>

・教育訓練受講証明書又は教育訓練修了証明書 ……要件を満たした方*に本学から発行

・領収書 ……本学から発行する納付証明書（教育訓練給付金用書式）

*受講証明書等の発行には、休学歴のないことおよび以下の所定単位数の取得等が要件となります。

1年目春夏学期末：8単位 / 1年目秋冬学期末：16単位 / 2年目春夏学期末：24単位 /

2年目秋冬学期末：修了

単位数は「累計」です。学期中に取得した単位が8単位に満たなくても、既取得単位数が上記に達していれば発行されます。

■修了後（修了から1ヶ月以内）

追加支給分の支給申請期間は、修了日の翌日から起算して1ヶ月以内となります。受講中と同様に必要書類を持参しハローワークへ申請してください。この申請により、入学から修了までの自己負担総額の20%が追加で支給されます（年間上限16万円）。「追加給付」を受けることができるるのは、受講した講座が目標としている資格（本学の場合は学位）を取得し、かつ修了した日の翌日から1年以内に一般被保険者として雇用されている場合です。（一般被保険者として雇用されている方は、専門実践教育訓練を修了し、かつ、資格取得等した日の翌日から1ヶ月以内の申請が必要です。）

上記の追加支給の要件を満たしたうえで、訓練修了後の賃金が受講開始前と比較して5%以上上昇した場合は、受講費用の10%（年間上限8万円）が追加で支給されます。（令和6年10月以降に受講を開始した方に限ります。）

※注意事項

- ・詳細については、厚生労働省、ハローワークのウェブサイトや窓口で必ずご確認ください。
- ・提出書類は、個別事情により異なることがあります。また、代理人による書類提出の際には委任状が必要になります。
- ・受給期間中に制度の改正・変更・廃止等が行われる場合があります。
- ・受給申請の提出漏れや書類不備による受給資格の失効や給付金の不支給等に関しては本学での責任は負いかねますのでご了承ください。

以上